**西尾市保育士等就職準備金**

**貸付制度の手引き**

**西尾市　子ども部　保育課**

目次

１．保育士等就職準備金貸付制度の概要について ・・・・・・・・・・・・・・１

２．貸付けを希望する場合の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．貸付契約締結後の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．保育所等に勤務中の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５．契約の解除について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６．就職準備金の返還について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

７．就職準備金の返還免除について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

８．就職準備金の返還猶予について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

９．主な手続きの流れについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

10．よくあるご質問について（Ｑ＆Ａ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

【お問い合わせ先】

**西尾市　子ども部保育課　指導担当**

〒４４５－８５０１　西尾市寄住町下田２２番地

電　　話：０５６３－６５－２１１２

Ｆ Ａ Ｘ：０５６３－５４－９２４４

Ｍａｉｌ：kodomo@city.nishio.lg.jp

**【各種様式の掲載先（西尾市ホームページ）】**

ホーム＞市政情報＞職員採用・人事行政＞会計年度任用職員＞西尾市保育士等就職準備金貸付制度



**１．保育士等就職準備金貸付制度の概要について**

１　貸付制度について

この制度は、養成施設等に在学している学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士等として勤務することとなっている方に対して保育所等に就職するために必要となる経費を貸し付ける制度です。 西尾市内の保育所等に保育士等として勤務する意思のある方に対し、就職に必要な経費を貸し付けることで、市内における保育士等の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後西尾市の保育所等に２年以上勤務すると、借り受けた貸付金の返還が全額免除されます。

〇養成施設等

　指定保育士養成施設（児童福祉法第１８条の６第１号に規定する保育士を養成する学校。）及び幼稚園教諭の普通免許状を取得することができる大学並びに専修学校

〇保育所等

　西尾市内の保育所、認定こども園及び幼稚園

〇保育士等

保育士及び幼稚園教諭等（西尾市保育士等就職準備金貸付条例第２条第２号に規定する教員。）ただし、西尾市の正規職員（保育職）は除く

* 貸付けの申請にあたって

この制度は、市内の保育士等の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

２　就職準備金の内容

保育所等に就職するために必要な資金について貸し付けます。

３　貸付対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方が対象です。

1. 養成施設等を卒業後、直ちに西尾市会計年度任用職員（保育職）、市内の民間認可保育所、認定こども園、幼稚園に就職が内定し継続して２年以上保育士等として勤務する意思のある方。
2. 保育所等に内定している勤務条件が１日６時間以上かつ月平均２０日以上保育業務に従事する方。

４　貸付金額

５０万円以内を一括で指定口座に振り込みます。

５　貸付利子

貸付利子は無利子です。なお、返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、延滞金を返還金と併せて納入していただきます。

７　返還期間

　　返還期間は、返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して１年を限度とした期間内です。

８　貸付金の返還免除

　　次のいずれかに該当したときは返還を免除することができます。

1. 養成施設等を卒業後、直ちに市内の保育所等に就職し、かつ継続して１年以上勤務したとき。
2. 借受人が死亡したとき。
3. 心身の障害により、市内保育所等で継続して保育業務に従事することが困難となったとき。

|  |  |
| --- | --- |
| 従事期間 | 免除額 |
| ２年以上 | 貸し付けた額の全額 |
| １年以上２年未満 | 貸し付けた額の２分の１に相当する額 |

９　貸付金の返還

次のいずれかに該当したときは、返還額、返還期限及び返還方法を定めて返還していただきます。

1. 養成施設等を卒業後、直ちに保育所等に就職しなかったとき。
2. 保育所等を２年未満で退職したとき。
3. 保育所等へ就職後２年に満たない間に、勤務形態が１日当たり６時間未満、かつ、月平均２０日未満となったとき。

⑷　雇用の身分が、西尾市の正規職員（保育職）となったとき。



**２．貸付けを希望する場合の手続きについて**

１　申請から決定の流れ

1. 就職準備資金の貸付申請

申請に必要な書類は、西尾市子ども部保育課で配布しているほか、本市ホームページから

ダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて保育課に提出してください。

【必要書類】

□西尾市保育士等就職準備金貸付申請書（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・１部

□誓約書（様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

【添付書類】

　□住民票の写し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

□連帯保証人の所得が確認できる書類（最新の所得証明書）・・・・・・・・・・・・・１部

□連帯保証人の納税が確認できる書類（納税証明書（完納証明）又は非課税証明書）・・１部

□雇用関係を証する書類の写し（採用通知・内定通知等）・・・・・・・・・・・・・・１部

□保育士資格・幼稚園教諭免許状取得見込み証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・１部

＜注意点＞

※１　提出書類は消せるボールペンで記入しないでください。

※２　契約書等の提出書類に押印する場合の印鑑は、実印としてください。

※３　提出書類は全て同一の印鑑を使用してください。

※４　書類を訂正する際には、修正液・修正テープ等での訂正はしないでください。

※５　連帯保証人の要件は、就職準備金の返還に足りる資力を有すると認められる方です。

1. 貸付け審査・可否決定

貸付けに必要な書類を審査したのち、貸付けの可否を決定します。

審査結果については、「西尾市保育士等就職準備金貸付・不貸付決定通知書」により申請者に通知します。





1. 貸付決定後の手続き

「西尾市保育士等就職準備金貸付・不貸付決定通知書」に、以下の必要書類を同封しますので、必要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

【必要書類】

□西尾市保育士等就職準備金金銭消費貸借契約書（様式第３号）・・・・・・・・・３部

□西尾市保育士等就職準備金貸付請求書（様式第５号）・・・・・・・・・・・・・１部

□西尾市債権者登録・口座振替申出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

※１　連帯保証人が契約書に押印する印鑑は必ず実印としてください。

※２　「消費貸借に関する契約書」に該当する文書であるため、提出していただく契約書３部のうち２部の表面右上にそれぞれ収入印紙４００円を貼付して下さい。貼り付けた収入印紙に、１部は申請者、もう１部は連帯保証人の割り印を押印し提出していただく必要があります。（契約額が１０万円を超え５０万円以下の場合、契約書１部につき４００円の収入印紙の添付が必要）

契約書

（表面）

契約書

（表面）

契約書

（表面）

収入印紙400円

と

連帯保証人の割り印

収入印紙400円と

申請者の割り印

【添付書類】

　□申請者本人の印鑑登録証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

□連帯保証人の印鑑登録証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

□振込先口座が確認できる書類（通帳表紙裏のページの写し）・・・・・・・・・・１部

※　連帯保証人が申請時と変更した場合に提出

□連帯保証人の所得が確認できる書類（最新の所得証明書）・・・・・・・・・・・１部

□納税が確認できる書類（納税証明書（完納証明）、非課税証明書等） ・・・・・１部



２　申請受付期間

募集要項に定める通りの期間

３　申請書類提出先

西尾市役所１階　保育課

※１　申請書類は、必ず申請者本人が直接持参してください。

※２　毎週月曜日～金曜日（土・日・祝日を除く）の市役所開庁時間（８時３０分から

１７時１５分まで）となります。

**３．貸付契約締結後の手続きについて**

３月末に契約が正式に締結されますと、その証として、「西尾市保育士等就職準備金貸付金金銭消費貸借契約書」を送付します。

同時に送付される「西尾市保育士等就職準備金現況報告書（様式第７号）」は、就職してすぐの４月１日現在の状況報告書となりますので、送付文に記載された期日までに、勤務園にて証明を受け、保育課へご提出下さい。

**４．保育所等に勤務中の手続きについて**

１　現況報告書の提出

就職年度の３月中旬ごろに園を通じて以下の必要書類を本人に送付しますので、書類に記載する期限までに保育課に提出してください。

【必要書類】

□西尾市保育士等就職準備金現況報告書（様式第７号）・・・・・・・・・・・・・１部

２　その他の届出・申請事項

次の左欄の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに保育課へ連絡するとともに、右欄の書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出していただく場合があります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 提出書類 |
| (1)氏名・住所・電話番号等を変更したとき | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第６号（その２））□就業等の事実を証明する書類（採用通知、辞令、雇用契約書等の写し） |
| (2)（産前産後・病気等）休暇、育児休業等の取得、休職または復職したとき |
| (3)保育所等を退職したとき |
| (4)保育所等へ転職したとき |
| (5)連帯保証人の氏名・住所・電話番号等に変更が生じたとき | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第６号（その３）） |
| (6)連帯保証人を変更するとき | □西尾市保育士等就職準備金連帯保証人変更申請書（様式第４号）□連帯保証人の資力が確認できる書類（例：所得課税証明書・納税証明書等） |

※１　２年間以上従事する前に(3)の事由が生じた場合には、借り受けた就職準備金は勤務年数に応じて返還となりますので、詳しくは「**５．就職準備金の返還について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※２　保育所等における勤務形態が１日６時間かつ月平均２０日に満たない形態に変更となった場合には、借り受けた就職準備金は勤務年数に応じて返還となりますので、詳しくは「**５．就職準備金の返還について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※３　(2)から(4)の事由については、保育所等の長の証明が必要です。

**５．契約の解除について**

１　解除対象

次の事由に該当する場合は、契約の解除となりますので、速やかに保育課へ連絡してください。

1. 保育所等に勤務しなかったとき。
2. 死亡したとき。
3. 就職準備金を必要としなくなったとき等。

２　提出書類

⑴　⑶の場合

□西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第６号（その１））・・・・・・１部

※　借り受けた就職準備金の全額返還となりますので、詳しくは**「５．就職準備金の返還について」**を参照し、必要な手続きを行ってください。

⑵　の場合

□死亡報告書（様式第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

※　相続人が提出

□死亡診断書又は戸籍謄本等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

※　詳しくは**「６．就職準備金の返還免除について」**を参照し、必要な手続きを行ってください。

３　提出時期

事由発生後、速やかに保育課に書類を提出してください。



**６．就職準備金の返還について**

１　返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた就職準備金を返還していただきますので、速やかに保育課へ連絡してください。

1. 契約を解除されたとき。
2. 養成施設等を卒業後、直ちに保育所等に保育士等として就職しなかったとき。
3. 保育所等を従事期間２年未満で退職したとき。
4. 保育所等における勤務形態が１日６時間かつ月平均２０日に満たない形態に変更となったとき

※１　⑴の事由の場合については、**「７．就職準備金の返還猶予について」**も参照し、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。

※２　一定の要件を満たした場合、就職準備金の全額又は一部を免除します。詳しくは**「６．就職準備金の返還免除について」**を参照してください。

２　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 提出書類 |
| (1)契約の解除 | □西尾市保育士等就職準備金返還計画書（様式第１０号） |
| (2)卒業後、ただちに市内保育所等に保育士等として就業しなかったとき | □西尾市保育士等就職準備金返還計画書（様式第１０号） |
| (3)就業後、２年未満で退職 | □西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第６号その２）□西尾市保育士等就職準備金返還計画書（様式第１０号） |
| (4)勤務形態の変更 |

３　提出時期

返還事由発生後、速やかに保育課に書類を提出してください。

４　返還方法

返還は、一括払い・月払い・半年払いのいずれかの方法を選択していただきます。月払い・半年払いを選択した場合に、返還方法の変更や繰り上げ返還もできます。

５　返還期間

返還の事由が発生した日の属する月の翌月から起算して1年以内を限度とした期間内に返還していただきます。ただし、一括払を選択した場合は、当該返還の事由の生じた日の属する月の翌月末を限度とした期間内に返還していただきます。

※　返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、西尾市税外収入に係る延滞金に関する条例に規定する割合で計算した延滞金を返還金と併せて納入していただきます。

**（例）卒業後ただちに就職をしなかった、または１年未満で退職をして貸付金全額を返還の場合**

⑴　月払いの場合

・返還金額 ５０万円

・返還期間 ２０２□年４月から２０２△年３月までの１２カ月

・支 払 い 初月３８，０００円、２月以降毎月４２，０００円ずつ返還（２４回払い）

２０２□年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２△年

４月　５月　６月　７月・・・　　　　　　　・・・・・・１月　２月　３月

支払　支払　支払　支払・・・　　　　　　　・・・・・・支払　支払　支払

返還開始返還完了

1. 半年払いの場合

・返還金額 ５０万円

・返還期間 ２０２□年４月から２０２□年１２月（半年ごと６月と１２月に返還）

・支 払 い 初月２４８，０００円、２月目２５２，０００円の返還（２回払い）

２０２□年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２□年

４月　　　６月　　　　　　　　　　　　　　　　　１２月

支払　　　　　　　　　　　　　　　　　　支払

返還開始返還完了

**（例）就職後１年以上、２年未満で退職をして貸付金半額を返還の場合**

⑴　月払いの場合

・返還金額 ２５万円

・返還期間 ２０２□年４月から２０２△年３月までの１２カ月

・支 払 い 初月１９，０００円、２月目以降毎月２１，０００円ずつ返還（１２回払い）

２０２□年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２△年

４月　５月　６月　７月・・・　　　　　　　・・・・・・１月　２月　３月

支払　支払　支払　支払・・・　　　　　　　・・・・・・支払　支払　支払

返還開始返還完了

1. 半年払いの場合

・返還金額 ２５万円

・返還期間 ２０２□年４月から２０２□年１２月まで（半年ごと６月及び１２月に返還）

・支 払 い 初月１２４，０００円、２月目１２６，０００円の返還（２回払い）

２０２□年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２□年

４月　　　６月　　　　　　　　　　　　　　　　　１２月

支払　　　　　　　　　　　　　　　　　　支払

返還開始返還完了



**７．就職準備金の返還免除について**

１　返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、就職準備金の全額または一部の返還が免除となりますので、速やかに保育課へ連絡してください。

【全額免除となる事由】

⑴　養成施設等を卒業後ただちに市内の保育所等に就職し、保育士等として２年以上従事したとき。

※　産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、従事期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。

⑵　本人が死亡したとき。

1. 心身の障害により次の事由に該当するとき。

・市内の保育所等で、継続して従事することが困難となったとき。

※　やむを得ない事情があると認められるときに、全部若しくは一部の返還を免除することができます。

【一部免除となる事由】

1. 保育所等を、１年以上２年未満の従事で退職したとき。

免除額は、貸し付けた額の２分の１に相当する額です。

２　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 提出書類 |
| (1)保育所等で２年以上の従事 | □西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第９号）□従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類 |
| (2)死亡したとき | □西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第９号）□死亡報告書（様式第８号） |
| (3)心身障害による退職 | □西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第９号）□事由を証明する書類（障害者手帳の写し、または障害者手帳取得のための診断書） |
| (4)保育所等を、１年以上２年未満の従事で退職 | □西尾市保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第９号）□従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類 |

３　提出時期

事由発生後、速やかに保育課に書類を提出してください。

**８．就職準備金の返還猶予について**

１　返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、速やかに保育課へ連絡してください。

1. 大学院に在学しているとき。
2. 病気その他のやむを得ない理由により期日までの返還が困難となったとき。

２　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 提出書類 |
| (1)大学院に在学 | □西尾市保育士等就職準備金返還猶予申請書（様式第１２号）□大学院に在学していることが確認できる書類 |
| (2)災害、病気その他 | □西尾市保育士等就職準備金返還猶予申請書（様式第１２号）□事由を証明する書類（罹災証明、診断書等） |

３　提出時期

返還猶予事由発生後、速やかに保育課に書類を提出してください。



**９．主な手続きの流れについて**

|  |  |
| --- | --- |
| **市** | **貸付対象者** |
| 貸付けを希望する場合の手続き |
| 貸付申請書の審査、貸付決定 | 貸付申請書等の提出 |
|  |  |
| 貸付決定通知 |  |
|  |  |
| 貸付契約の締結 | 貸付契約の締結 |
|  |  |
| 支払い手続き | 請求書の提出 |
|  |  |
| 指定口座に支払い（一括） |  |
| 連帯保証人の変更の手続き |
| 連帯保証人変更申請書の審査、承認決定 |  連帯保証人変更申請書の提出 |
|  |  |
| 連帯保証人変更承認決定通知 |  |
| 市内の保育所等に勤務中の手続き |
|  |  現況報告書の提出 |
| 市内の保育所等で２年以上従事した場合等の手続き |
| 返還免除申請書の審査、承認決定 |  返還免除申請書の提出 |
|  |  |
| 返還免除承認決定通知 |  |
| 返還の手続き |
| 返還計画書の審査、承認決定 |  返還計画書等の提出 |
|  |  |
| 返還計画承認決定通知 |  |
|  |  |
|  |  |
| **市** | **貸付対象者** |
| 返還方法の変更の手続き |
| 返還方法変更申請書の審査、承認決定 |  返還方法変更申請書の提出 |
|  |  |
| 返還方法変更承認決定通知 |  |
| 返還猶予の手続き |
| 返還猶予申請書の審査、承認決定 |  返還猶予申請書の提出 |
|  |  |
| 返還猶予承認決定通知 |  |





**10．よくあるご質問について（Ｑ＆Ａ）**



|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| １．西尾市内に住んでいなくても貸付けを受けられますか。 | 新卒者であり、西尾市会計年度任用職員（保育職）、市内の民間認可保育所、認定こども園、幼稚園に採用が内定している方でしたら市外在住の方でも貸付を受けることができます。 |
| ２．「保育所等」とは、どういった施設になりますか。 | 市内の公立・私立の認可保育所、私立の認定こども園、公立・私立の幼稚園です。 |
| ３．他の就職準備金との併給は可能ですか。 | 西尾市保育士等就職準備金と同種類の就職準備金その他これに類するものの貸付け又は給付との併給はできません。 |
| ４．パートタイム保育士でも、返済債務の免除対象となりますか。 | 雇用形態は正規雇用に限りませんが、１日６時間以上かつ月平均２０日以上の勤務であることが免除対象の条件となります。 |
| ５．市税を滞納している世帯の子であっても、貸付けを受けることができますか。また、生活保護世帯の子であっても、貸付けを受けることができますか。 | 貸付けの申請をしていただくことは可能です。ただし、貸付決定の選考において、市税の滞納等を確認させていただきます。 |
| ６．申請は保護者でも可能ですか。 | 申請者は貸付対象者になります。書類の提出は、申請者本人が直接持参となります。 |
| ７．養成施設等に在学中に留年したときはどうすればいいですか。就職準備金の貸付けを受けることはできますか。 | 西尾市保育士等就職準備金異動事項等届出書（様式第６号（その１））をご提出ください。留年の場合、保育所等への就職ができないため契約解除となります。 |
| ８．産休・育休の期間は、従事期間に含めることができるのでしょうか。 | 含めることはできません。産休・育休期間を除いて、２年間従事した場合、返還の全額免除の対象となります。 |
| ９．保育所等で２年間従事する前に、結婚して市外に引越すことになった場合はどうなりますか。また、市外で働くこととなった場合はどうなりますか。 | 引き続き保育所等において保育士等として勤務し、延べ２年間従事する場合、全額免除の対象となります。また、市外で働くこととなった場合、保育所等の保育士等として従事した期間に応じて、返還の対象となります。 |
| １０．市内の保育所等で２年間従事する前に子育てのために退職して、１０年後に再度市内の保育所等で従事する場合はどうなりますか。 | 退職する時点で再就職の見込・意思が確認できないため、従事期間に応じた返還の対象となります。また、いったん返還を行っていただいた後は、その後再就職したとしても返還していただいた就職準備金をお戻しすることはできません。 |
| １１．卒業後就職した市内の保育所等を退職し、市内の他の保育所等に転職することは可能ですか。 | 可能です。引き続き保育士等として従事する場合、両方の従事期間を通算します。 |
| １２．返還となった場合、月賦での返還が困難となり、その月の返還期日までに返還できなかった場合どうなりますか。 | 正当な理由がない場合、一括返還となります。また、延滞金が発生した場合、併せて納付していただきます。 |
| １３．市内保育所等に就職後、２年未満で心身障害のため、保育士等として働けなくなった場合どうなりますか。 | 事由を証明する書類として、診断書、障害者手帳等の写しを提出いただき、継続従事が困難と認められた場合は、貸付額全額が免除の対象となります。 |
| １４．貸付金は所得税の申告をする必要がありますか。 | この貸付金は、西尾市会計年度任用職員は給与所得、民間認可保育所、認定こども園、幼稚園の職員は一時所得扱いとなり、返還免除決定となった日の属する年に申告が必要となる場合があります。 |

